

平成19年 第3回定例会

苫小牧港管理組合議会会議録

平成19年11月26日開会

苫 小 牧 港 管 理 組 合 議 会

平成19年 第3回定例会
苫小牧港管理組合議会

平成19年11月26日(月曜日) 午後1時33分開会

本日の会議に付議した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 報告第1号及び第2号について

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて(苫小牧港管理組合情報公開条例等の一部を改正する条例について)

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて(苫小牧港管理組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について)

日程第5 一般質問

日程第6 議案第1号ないし第3号について

議案第1号 苫小牧港管理組合港湾整備事業特別会計条例の設定について

議案第2号 平成18年度苫小牧港管理組合各会計歳入歳出決算の認定について

議案第3号 平成19年度苫小牧港管理組合一般会計補正予算(第3号)について

出席議員(9人)

1番 池田謙次君

6番 藤沢澄雄君

2番 岩田典一君

8番 渡邊敏明君

3番 沖田龍児君

9番 熊谷克己君

4番 田村龍治君

10番 遠藤連君

5番 富岡隆君

欠席議員(1人)

7番 山本雅紀君

説明員出席者

管 理 者	岩 倉 博 文 君
專 任 副 管 理 者	鈴 木 純 一 君
副 管 理 者	中 野 裕 隆 君
總 務 部 長	榎 良 一 君
施 設 部 長	平 澤 充 成 君
總 合 政 策 室 長	橫 山 隆 夫 君
振 興 課 長	植 西 勝 君
總 務 課 長	工 藤 正 君
業 務 課 長	伊 藤 龍 一 君
計 画 課 長	平 田 利 明 君
施 設 課 長	村 田 修 一 君
会 計 管 理 者	納 谷 清 志 君
總 務 課 長 補 佐	阿 曾 信 幸 君
總 合 政 策 室 副 主 幹	野 村 澄 雄 君

監 查 委 員	宮 間 利 一 君
監 查 委 員	沖 田 清 志 君
監 查 委 員 事 務 局 長	宮 腰 郁 子 君
監 查 委 員 事 務 局 副 主 幹	生 水 賢 一 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	工 藤 正 君
庶 務 係 長	阿 曾 信 幸 君
秘 書 係 長	木 村 賀 津 彦 君
書 記	西 川 敏 明 君
書 記	三 橋 大 輔 君

開会

議長（遠藤 連君） これより、本日をもって招集されました、平成19年第3回定例会を開会いたします。

開議

議長（遠藤 連君） これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（遠藤 連君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、富岡隆君及び藤沢澄雄君を指名いたします。

会期の決定

議長（遠藤 連君） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（遠藤 連君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

諸般の報告

議長（遠藤 連君） 次に、日程第3「諸般の報告」を行います。

監査委員より、定期監査の結果及び現金出納検査の結果について報告がありました。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（苫小牧港管理組合情報公開条例等の一部を改正する条例について）

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（苫小牧港管理組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について）

議長（遠藤 連君） 日程第4報告第1号「苫小牧港管理組合情報公開条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて」及び報告第2号「苫小牧港管理組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて」は、管理者側から説明のため発言を求められておりますので、これを許します。

総務部長 榎良一君。

総務部長（榎 良一君） 報告第1号「苫小牧港管理組合情報公開条例等の一部を改正する条例」及び報告第2号「苫小牧港管理組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」の専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

まず、報告第1号「苫小牧港管理組合情報公開条例等の一部を改正する条例」の専決処分の承

認を求めることについて、御説明申し上げます。

報告第1号につきましては、本来議会で御審議いただくべきものでございますが、諸般の事情によりまして、平成19年9月28日、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものでございます。

一部改正の内容でございますが、平成19年10月1日から郵政民営化法等が施行されることに伴い、「苫小牧港管理組合情報公開条例」、「苫小牧港管理組合個人情報保護条例」及び「苫小牧港管理組合一般職の職員の給与に関する条例」の用語の整理を行ったものでございます。

議会資料の1ページ、2ページをご覧ください。

「情報公開条例」につきましては、第7条第1号ウの規定中「及び日本郵政公社」の文言を削除しております。

「個人情報保護条例」につきましては、第13条第2号ウの規定中「及び日本郵政公社」の文言を削除しております。

また、「一般職の職員の給与に関する条例」につきましては、第30条の2第3号の規定中「及び簡易生命保険料」の文言を削除しております。

この一部改正条例の施行日は、平成19年10月1日でございます。

続きまして報告第2号「苫小牧港管理組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」の専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

報告第2号につきましては、本来議会で御審議いただくべきものでございますが、諸般の事情によりまして、平成19年9月28日、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものでございます。

このたびの改正は、国家公務員退職手当法の改正にかんがみ、失業者の退職手当に係る支給要件を変更する等のため、関係規定を整備したものでございます。

「失業者の退職手当制度」は、退職時に支給される退職手当の額が、雇用保険法に基づく基本手当の総額を下回り、かつ、退職後一定の支給期間内に失業をしているときには、その差額分を特別の退職手当として当組合が支給するものでございます。

改正の概要についてでございますが、雇用保険法に基づく基本手当の受給資格要件である被保険者期間が、原則通算12ヶ月以上に改められたことに合わせ、失業者の退職手当の支給要件を勤続期間6ヶ月以上から12ヶ月以上とする改正を行ったものでございます。

この一部改正の施行日は、平成19年10月1日でございます。

なお、船員保険法の失業対策部分が雇用保険法の所管とされることに伴い、職員の退職手当に関する条例における船員保険法の引用を削除する改正を同時に行っておりますが、この改正の施行は平成22年4月1日からでございます。

以上、報告第1号及び第2号について御説明を申し上げます。

御承認のほど、よろしく願い申し上げます。

議長（遠藤 連君） ただ今の説明に関し、質問等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(遠藤 連君) 御質問がなければ、本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(遠藤 連君) 御異議なしと認めます。よって、報告第1号及び報告第2号は、原案のとおり承認することに決しました。

一般質問

議長(遠藤 連君) 次に、日程第5「一般質問」の通告が富岡隆君からありますが、この件に関しましては、議案第1号ないし第3号に関連する質問もありますので、提案説明後に行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(遠藤 連君) 御異議なしと認めます。それでは、そのように取り計らいます。

議案第1号 苫小牧港管理組合港湾整備事業特別会計条例の設定について

議長(遠藤 連君) 日程第6議案第1号「苫小牧港管理組合港湾整備事業特別会計条例の設定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務部長。

総務部長(榎 良一君) ただ今議題となりました、議案第1号「苫小牧港管理組合港湾整備事業特別会計条例の設定」につきまして、御説明申し上げます。

当組合の予算につきましては、従来、一般会計のみで処理をしておりましたが、事業予算の明確化を図ること及び収支を透明化し財政の健全化を図る必要があるため、地方財政法第6条において、同法施行令第37条に規定されている、公営企業である港湾整備事業について、地方自治法第209条により、新たに「苫小牧港管理組合港湾整備事業特別会計条例」を制定するものであります。

以上でございます。

議案第2号 平成18年度苫小牧港管理組合各会計歳入歳出決算の認定について

議長(遠藤 連君) 議案第2号「平成18年度苫小牧港管理組合各会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

専任副管理者 鈴木純一君。

専任副管理者(鈴木純一君) ただ今議題となりました、議案第2号「平成18年度苫小牧港管理組合各会計歳入歳出決算」につきまして、その大要を御説明を申し上げます。

はじめに一般会計でございますが、1ページを御覧いただきたいと思います。

歳入決算額は46億6,228万3,334円。

歳出決算額は46億2,350万1,620円。

歳入歳出の差引残額は3,878万1,714円となっております。

歳入歳出差引残額の主な理由といたしましては、歳入におきまして、使用料及び手数料が2,085万1,925円の増になりましたこと。

歳出におきまして、1,700万3,380円の不用額がありましたことなどによるものです。

次に、歳入決算額を款別に御説明を申し上げます。

2ページ、3ページを御覧をいただきたいと思います。

第1款 分担金及び負担金で20億9,507万4,000円。

第2款 使用料及び手数料で16億8,561万1,925円。

第3款 国庫支出金で2億6,985万8,000円。

第4款 道支出金で32万1,300円。

第5款 財産収入で67万2,857円。

第6款 繰越金で6,604万6,409円。

第7款 諸収入で979万8,843円。

第8款 組合債で5億3,490万円となっております。

次に、歳出の決算額といたしましては、4ページ、5ページを御覧をいただきたいと思います。

第1款 議会費で783万5,017円。

第2款 総務費で4億5,168万2,335円。

第3款 港湾管理費で6億1,505万6,144円。

第4款 港湾建設費で6億6,771万2,820円。

第5款 公債費で28億7,860万804円となっております。

次に、東港整備事業特別会計について御説明を申し上げます。

7ページを御覧をいただきたいと思います。

歳入決算額は31億6,100万7,441円。

歳出決算額は31億2,887万9,549円。

歳入歳出の差引残額は3,212万7,892円となっております。

歳入歳出差引残額の主な理由といたしましては、歳入におきまして、使用料及び手数料が465万6,153円の増になりましたこと。

歳出におきまして、2,476万4,451円の不用額がありましたことなどによるものでございます。

次に、歳入決算額を款別に御説明を申し上げます。

8ページと9ページを御覧いただきたいと思います。

第1款 分担金及び負担金で13億6,461万2,000円。

第2款 使用料及び手数料で2億8,882万6,153円。

第3款 国庫支出金で7,571万9,000円。

第4款 繰越金で3,025万7,794円。

第5款 諸収入で19万2,494円。

第6款 組合債で14億140万円となっております。

次に、歳出の決算額といたしましては、10ページ、11ページをご覧をいただきたいと思いをします。

第1款 総務費で1億3,234万4,898円。

第2款 港湾管理費で5,214万1,593円。

第3款 港湾建設費で15億210万9,000円。

第4款 公債費で14億1,493万1,558円。

第6款 災害復旧費で2,735万2,500円となっております。

以上、簡単でございますが、議案第2号につきまして御説明を申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

議長（遠藤 連君） 次に、監査委員から審査の結果について御報告をいただきたいと存じます。

監査委員 宮間利一君。

監査委員（宮間利一君） では、申し上げます。

平成18年度苫小牧港管理組合一般会計及び東港整備事業特別会計の決算について、審査の概要を申し上げます。

決算審査意見書の1ページに述べておりますが、決算に関する書類であります、各会計決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に基づく様式を整え、表示された計数は正確であることを認めました。

また、各会計の予算の執行及び事務処理につきましても適正であり、効率的に執行されているものと認めました。

なお、一般会計及び東港整備事業特別会計における決算状況並びに審査意見の詳細につきましては、お手元に配付の平成18年度苫小牧港管理組合一般会計及び東港整備事業特別会計歳入歳出決算審査意見書に記述してございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

議案第3号 平成19年度苫小牧港管理組合一般会計補正予算（第3号）について

議長（遠藤 連君） 議案第3号「平成19年度苫小牧港管理組合一般会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

専任副管理者。

専任副管理者（鈴木純一君）　ただ今議題となりました、議案第3号「平成19年度苫小牧港管理組合一般会計補正予算（第3号）」につきまして御説明を申し上げます。

お手元に配付しております一般会計補正予算書を御覧をいただきたいと思います。

1ページを御覧ください。

今回は、歳入及び歳出それぞれ884万1,000円を増額するものでございます。

まず歳出予算を、事項別明細書によりまして御説明を申し上げたいと思います。

6ページを御覧をいただきたいと思います。

第3款　港湾管理費で884万1,000円を増額しようとするものでございます。

これは、西港区入船ふ頭のガントリークレーンの修理に要する工事費でございます。

次に歳入予算でございますが、5ページに戻り、御覧をいただきたいと思います。

第6款　繰越金におきまして、884万1,000円を増額しようとするものでございます。

以上、議案第3号につきまして御説明を申し上げました。

よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

一般質問及び質疑

議長（遠藤　連君）　これより、「一般質問及び質疑」に入りたいと思います。

通告がありますので、これを許します。

富岡隆君。

5番（富岡　隆君）　それでは、簡単に質問させていただきます。

まず、今日は決算ということで、2006年度の決算の認定の議会となりますので質問させていただきますけれども、特に単年度収支では2,500万円の赤字ということで、特に港湾の手数料あるいは使用料。これが伸びなくてそういうふうになったというふうに見ているんですけれども、特に義務的経費がかなり大きくて、特に公債費含めて。ここが非常に異常な事態というか、なかなかお金の出どころがないということだと思っておりますけれども、こうした厳しい状況の下で、特に決算を受けた上で、この西港区における静穏度対策。

かつて港湾計画でも検討するというふうになっておりましたので、具体的にその対応策についてお伺いしたい。

それから、東港へのシフト化との関係においても、今度の決算を踏まえ、現在ですね、西港区の現状をどのように認識されているのか。

今後のあり方についてもぜひお伺いしたい。

合わせて、漁港区の拡張問題についてですけれども、これ今年の3月に承認されたということで伺っているんですけれども、管理者として、この承認を受けてどのように対応されるのか、考え方をお伺いしたい。

それから、港湾計画の変更に伴って、特に東港の中央ふ頭の連続バースの整備などで多額な経費がかかるということですのでけれども、理事者の前回の答弁では、20年度現地の整備も進めてい

くとして、岸壁の整備あるいは港湾改修事業費で約 6 6 億円。

岸壁背後の起債事業費で約 3 3 億円ということで、全体として 9 9 億円が経費としてかかると。

これに伴う母体負担は 2 2 億円というふうに当初答弁されて、これは即、母体負担には影響はないんだけどもというようなニュアンスで答弁されておりましたけれども、さらに私、前回の議会でも、東港区のコンテナの置き場所の変更に伴って、どれくらい新たに経費がかかるんだということで質問した際に、6 億 5 , 0 0 0 万円かかると。

こういうふうに、どんどん東港にシフトすることによって経費が増えていくわけです。

今回の決算の認定の中でも、この母体負担の軽減策というのは当然どうするかということも考えなければならぬわけですがけれども、私はやっぱり、今後ますますこんなふうになりますと、母体負担の影響はあるというふうに思うものですから、ここらについての考え方、改めて伺っておきたいと。

それから、この東港へのシフト化に伴って、議会でも質疑されておりましたけれども、具体的にアクセス道路の整備あるいはコンテナセンター移転の問題。

これをどのように今後進めていくのか、さっぱり見えないんですよ。

それで、今度の決算を踏まえて、どのように対応をしようと考えているのか、お伺いしたい。

それから、母体負担軽減策として、特に港湾整備事業債の償還元金を対象として、1 9 年度は平準化債を活用いたしました。

1 9 年度でいえば、1 億 9 , 0 0 0 万円、この軽減ということになっているんですけども、今度の決算を踏まえて、やはりこういう平準化債を、これからも持続していく考えなのか。

これは、各年度で相談して取り組むというふうに言っていたわけですがけれども、これについての考え方、伺わせていただきたいと。私は取り組むべきだというふうに思うものですから、これについてどう考えておられるのか。

それから、特に先ほどもお話ししたように、1 8 年度決算で単年度では赤字になっております。

特に義務的経費が非常にかかっているということで、今度の決算を踏まえて、管理者としてどのように認識されているのか伺いたいと思います。

最後に、港湾整備事業特別会計について。

先ほども説明されていたんですけども、これまで例えば補正予算を議会でも含めて提案して、施設の整備含めて出来たわけですがけれども、今度はこういう港湾整備事業特別会計の設置に伴って、私は規制というか、これまではそういう整備ができたものが、簡単にできなくなるのではないかとこのように思うものですから、ここら辺について支障がないのか伺っておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（遠藤 連君） 管理者 岩倉博文君。

管理者（岩倉博文君） 富岡議員の質問にお答えをさせていただきますが、私からは、漁港区の拡張について、考え方はどうなのかという御質問がございました。

漁港区の拡張につきましては、漁船の多層係留など、港内の狭隘化が顕著でありますことから、当港として最も重要な課題の1つであると考えているところでございます。

そのため、今年3月に港湾計画の一部変更という手続きによりまして、港湾計画に位置付けをいたしましたところでございます。

整備年次であります。先ほどのように漁港区の拡張は長い間の悲願でございまして、優先順位の高い事業であると考えておりますので、両母体や、あるいは国との協議を行いながら、少しでも早く着手できるように努力をしまいたいと考えているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（遠藤 連君） 専任副管理者 鈴木純一君。

専任副管理者（鈴木純一君） まず、西港区の静穏度対策についてのお尋ねでございまして、苫小牧港は北海道の海上貨物の約半分を取り扱う北日本最大の港湾であり、その円滑な物流機能を発揮させるとともに、荷役作業・港湾活動の安全性確保のため、港内静穏度の確保は重要な事項であるというふうに認識をしております。

お尋ねの西港区の静穏度対策につきましては、平成15年から16年度にかけて、苫小牧港湾事務所、私どもの管理組合、更には学識経験者などで構成する苫小牧港西港区静穏度調査検討委員会において、対策工の検討が行われました。

また、引き続き今回、港湾計画を改訂するにあたりまして、シミュレーション等を行い、さらなる検討を進めてまいったところでございます。

その結果、長周期波を含む静穏度対策につきましては、西港区の東防波堤の航路側・内側に消波ブロックや割り石などを設置することにより、対応は可能であるというふうに考えているものでございます。

管理者といたしましては、今後とも苫小牧港湾事務所とも連携をしながら、実施に向けた効率的・効果的な配置の場所、規模等の検討を早期に進めつつ、できるだけ早く実施できますよう、国や両母体とも調整をしまいたいというふうに考えています。

それから、西港区の現状と今後の対応についてのお尋ねでございまして、苫小牧港は平成13年より内貿貨物の取り扱いが日本一となっておりますが、その大半が西港区で取り扱われております。

このため、西港区は非常に混雑した港となっており、今回の港湾計画の改訂では、RORO船等の内貿ユニットロードの再編が大きなポイントと考えており、国際コンテナミナル機能が東港に移転をいたします入船ふ頭をはじめとする本港地区に内貿ユニットロード貨物の取扱機能を集約し再編することで、より使いやすい港を目指しているところであります。

また、西港区は市街地に隣接をしておりますので、今回の改訂におきまして、西ふ頭に耐震強化岸壁を計画上で位置付けをいたしまして、市の地域防災計画とも整合を図りながら、防災拠点としての役割を担っていきいたいというふうに考えております。

また、ご案内のとおり西港区供用開始から既に40年以上経過をし、港湾施設の老朽化が顕著なことから、両母体や国、さらには実際の利用者とも協議をいたしながら、施設の適切な改良・更新を計画的に行い、効率的な取り扱いや利便性の向上を目指してまいりたいというふうを考えております。

それから、東港シフト化による母体負担への影響についてのお尋ねでございますけれども、東港シフトに伴う整備は、中央ふ頭3号の多目的国際ターミナル内の整備及び港湾計画の一部変更により連続バースに位置付けされた中央ふ頭1、2号の岸壁背後の整備を実施しております。

このうち、直轄事業等につきましては母体負担に影響いたしますが、前回の御質問にもございましたが、6億円。今回、変更に伴って増になる工事費につきましては、この整備費が起債事業でありますことから、全額が管理者負担となっております。

その償還は、原則整備をした施設の収入によることから、母体負担に直ちに影響するものではないというふうを考えております。

それから、東港シフトに伴う諸課題の考え方についてのお尋ねでございますが、この諸課題につきましては、官民で組織する「苫小牧港21世紀協議会」の「国際コンテナターミナル移転検討部会」におきまして、具体的な対応について検討協議をしてくれているところであります。

東西両港区間のアクセス道路である道道上厚真苫小牧線の整備につきましては、この19年度から3年間の予定でJR日高線との立体交差工事が進められておりますけれども、残りの区間、特に安平川の区間につきましてはまだ計画上の位置付けはないというふうに聞いております。

管理組合といたしましては、東西両港区を結ぶ重要なアクセスルートの観点から、できるだけ早期に引き続き全線が整備をされますよう、苫小牧市や関係業界とも連携をしながら要望をしてみたいと考えております。

また、光ファイバーによるインターネット環境の整備については、NTTや苫小牧市、株式会社苫東など、6者で組織をする「苫東地区通信基盤整備検討会」の中で協議を進めているところであります。来春にもNTT Bフレットのサービスが受けられるよう、現在作業を進めているところであります。

また、函館税関苫小牧地区のコンテナ検査センターの移転についても大きな課題になっておりますが、これにつきましては函館税関へ要望しておりますけれども、施設そのものにつきましては建設後間もないことから、移転についての早期実現は難しいというふうに伺っておりますけれども、税関といたしましても、実際の利用面で利用者のコスト増を軽減するための方策について検討していただけるというふうに伺っておりますので、具体的な対応について引き続き相談をしてみたいというふうと考えております。

いずれにいたしましても、これらの諸課題につきましては、できるだけ早く解決に向け、官民協力して対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、平準化債に係るお尋ねでございますが、平成19年度の予算編成におきまして、両母体とも厳しい財政運営状況でありますことから、先ほどお話ありましたとおり、平準化債とし

て1億9,000万円をもって、両母体の負担軽減を図ったところでございます。

今後につきましては、管理組合の単年度の起債の償還額が山となっております平成22年度までは両母体の負担に大きな影響を及ぼすことから、平準化債の活用について考えていかなければならないのかなというふうに考えております。

それから、18年度決算に対して、管理者としての評価・見解というお尋ねでございます。

本港は北海道の物流を支える重要な拠点でありますことから、港の効率的・適正な管理運営に必要な施設の建設や維持管理のため、平成18年度につきましても、予算の適正な執行に努めてまいったところであります。

しかし、昨年は入船国際コンテナターミナルのガントリークレーンが故障で約1ヶ月使用できなくなり、利用者に大変御迷惑をかける事態が発生するなど、予算の迅速な執行に課題が残った点もありました。

今後はこのような事態が発生しないよう、予算の適時適切な執行に努めて、利用者にとって使いやすい港づくりに努力をしてまいりたいというふうに考えております。

最後に、港湾整備事業特別会計設置に係るお尋ねでございますが、今回の条例は、地方財政法の公営企業に該当します埋め立て事業、荷役機械、上屋などの港湾整備事業につきまして特別会計を設置するものでございます。

これまでは、こうした港湾整備事業を含めた形で、母体の負担割合の区分に応じて、西港を一般会計、東港を東港整備事業特別会計に区分しておりましたが、今後はこの港湾整備事業の予算の透明化及び収支の明確化を図るため、港湾整備事業として、特別会計と、それ以外で一般会計に区分するもので、全体としての構成に影響がないというふうに考えております。

以上でございます。

議長（遠藤 連君） 富岡隆君。

5番（富岡 隆君） それでは、最後の港湾整備事業特別会計の設置、影響はないということなんですけれども、本当に今回は地方財政法の改定で変えたわけではなくて、国の指導でそういうふうにしたほうがいいのではないかとということでこういう区分けをしたわけなんですけれども、先ほど私言いましたように、これまでは補正予算としてこう整備したいと言ったときに、ある意味簡単に補正で上げられたものが、今度は制限が加えられるのではないかなというふうに思っているんですよ。

それは、事業の収入に対して支出はどうなのかということで、今度明確にして明らかにしなければならないですね。

しかし、これまでは一般会計あるいは港湾整備事業の中でやりくりしながら、いろんな要望に基づいてそういう整備事業できたんですけれども、これからはどこまでこれを使うのかということを確認するために、これまで臨機応変にできたものができなくなるんじゃないのかなという危惧がありますので、そこら辺、ないのならないというふうにお答えいただければよろしいです。

非常に心配しているんですよ。

これだけ財源がないと、母体負担がやはり、両母体が大変だという中で、1つの事業でもそれなりにプールでできたものが、今度がそういうことがきちっと明記しないとできなくなるということになれば、港湾関係でいろんな業者の人たちが非常に困るのではないかなというふうに思うものですから、そこら辺のところちょっと、あなたたちが心配なら心配だというふうに言ってください。

心配はないというのであれば、そういうふうに言うのであれば結構です。

それから、母体負担の軽減策としての平準化債。

これは、22年度までこれは活用するというふうな理解でよろしいんですね。

議会の議論でもあったと思うんですけども、あくまでもこれは西港という形で限定されておりますけれども、東港も事業を始めた形でそんなに古くはないわけですけども、実際には今言ったように、この会計自体も設置されていく中で、港湾整備事業取り組むわけですよ。

そうすると、東港もこれにかかわりますよね。

東港についての活用の考えはないのかどうか、そこら辺も合わせてお伺いしたいと。

それから、東港シフト化に伴う、いろんな移転に伴うコンテナセンター移転の問題なんか含めて今聞いたわけですけども、結局、早期に整備を要望するというだけで、シフト化はなりませんけれども、やっぱりそれに伴ういろんな整備そのものが、なかなか見えてこない。

もっと、これは推進する立場ではないんですけども、どのようにして、結局そこにお金をかけてガントリークレーンでそういう連続バースを含めて整備をする。あるいは、背後地の整備もする。しかし現実的には、それに伴うものが整備されない。

このような整備計画というものは、私はいかがなものかというふうに思うものですから、もっと見えるような形で、本来しなければならないと思うんです。

だから、常にこの問題を取り上げると、いやいや早期に整備要望してまいりますと。

ならば、これは片手落ちになるのではないかなという不安を抱くものですから、ここら辺についてどういうふうに考えておられるのか。

それから、安平川との関係でも、全く、いつを目途に整備されるのか、ここ辺りが全然見えないものですから、ぜひそこら辺のところ、考え方を伺っておきたいと思います。

あとは、母体負担の影響。

直ちに影響はないと。直ちに影響はないけれども、影響はありますよね。

私、そのことを伺っているんですよ。

だから、何かこう聞いていると、連続バースの整備含めて、多額な経費がかかっているわけですよ。それから、その背後地の費用がかかるわけです。

だから、いわゆる母体負担の影響というのは私はあると思うんですよ。

そうなりますと、やはりその辺のところを今後どうするのかということも、しっかり考えておかないと、私は港管理者としてどうなのかなという疑問がありますので、そこら辺についての考え方というか、もう一度明確に答弁していただきたいなというふうに思います。

西港についてはわかりました。

ただ私は、西港もやはり、手数料・使用料含めて、実際にいろんな整備が必要なわけですよ。上屋の問題も含めて。

もっと私、きちっとした考え方を持って、整備するなら整備する。

やっぱりそこを明確にするべきだと思うんです。

そうしないと、東港にシフト化して、そこにはアバウトでお金がかかるわけです。

そこで西港をどうするのかということになってくるわけで、そこら辺のところ明確に、やはり私は整備すべきだというふうに思う。そういう考えなんですよ。

東港にシフトするといっても、やはり西港の整備・充実が私は非常に必要だと思いますので、そこら辺についても一度考え方をお聞かせください。

以上です。

議長（遠藤 連君） 専任副管理者。

専任副管理者（鈴木純一君） まず、特別会計の設置に係る再度のお尋ねでございますが、確かに特別会計と一般会計間の流用というのは、そういう意味では難しくなるというふうに思っております。

ただ、それは本来の姿でございまして、できるだけ予算のときから、本当に必要なものをきちっと計上していく。

また、補正につきましては、その時点でこれが一般会計になるのか、新たな特別会計になるのかという判断がつくと思っておりますので、その形できちっとしていきたいというふうに考えております。

それから、平準化債についてであります。先ほど申し上げましたとおり、管理組合の単年度の起債というのは、平成22年度ぐらいまでは非常に大きな山の状態になっております。

ですから、この間については、平準化債の活用を考えていかなければならないのかなというふうに考えておりますが、管理組合としては決して基本的には使うべきじゃないというふうに、借金の借金になる形でございますから、これについては本来母体から負担をしていただければ、このような平準化債をする必要はないのかなと考えておりますので、各年度、各母体のほうと協議をしていきたいというふうに考えております。

それから、まず移転にかかわる、関連する整備についてのお尋ねでございます。

先ほど申し上げましたとおり、かなり具体的になってきている部分がありますが、依然として進んでいない部分もあるのも事実かと思っております。

これには、鶏と卵的な要素がございまして、例えばレントゲンにつきましては、現に施設があるところにあるのが一番いいというような状況にあって、なかなか計画で向こうに行くのと実際の部分で対応つかない部分もありますが、その辺につきましてはハードばかりが施設の整備ではないと思っておりますので、先ほど税関さんのほうでもそういう運用かなんかの面で当面の対応をしていただけるような話も伺っておりますので、そういうことも含めて、それから道道の整備につい

では、これから21世紀協議会などを通じて道のほうには強く要望してまいりたいと思います。

そのような形で、関連する施設の整備について、各関係方面のほうへお願いをしてまいりたいというふうに考えております。

それから、母体負担への影響ということでございますが、これは先ほど申し上げましたとおり、岸壁の整備やなんかの直轄事業ですとか、あそこは補助事業でもございませんけれども、そういったものについては、そのやるスピード、やる内容によって母体負担に影響が出る。これは確かでございます。

ただ、背後の整備につきましては、これまでお答えをいたしておりましたとおり、基本的には、それを作った費用について使用料によって賄うという原則になっておりますから、将来については確かにその時点で補填ということが実際出てくるのかもしれませんが、基本的には管理組合での負担で母体には影響がないというふうに考えてございます。

それから、最後に西港区の整備でございますけれども、大変込み合っている港で、1つは今回入船のほうからシフトをいたしますと、それは空きますけれども、実際の老朽化した施設の整備につきましても、その場所を変えながら整備をしていかなければならないという複雑な要因もありますけれども、40年を経過してかなり老朽化も進んでおりますことから、今後は東港の整備と合わせて、西港の再整備についても力を入れてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（遠藤 連君） 以上で、富岡隆君の一般質問は終了いたしました。

他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（遠藤 連君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただ今のところ、反対・賛成の討論通告はございません。

反対・賛成の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（遠藤 連君） よって、これにて討論を終結いたします。

それでは、議案第1号についてお諮りをいたします。

議案第1号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（遠藤 連君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

それでは、議案第2号についてお諮りいたします。

議案第2号を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」「反対」と呼ぶ者あり）

議長（遠藤 連君） 賛成多数と認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり承認されました。

それでは、議案第3号についてお諮りいたします。

議案第3号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(遠藤 連君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

閉会

議長(遠藤 連君) 以上をもちまして、本会議に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

閉会にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

本定例会に付議されました事件は、報告案件2件、議案3件であります。皆様方の御協力により、滞りなく議了いたしましたことを、議長として厚く御礼を申し上げますとともに、議員各位の熱心な御審議を得ましたことに、重ねて御礼を申し上げます。

以上をもちまして、平成19年第3回定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

(了)

午後2時21分 閉会

上記のとおり会議の次第を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

苫小牧港管理組合議会

議 長 遠 藤 連

署名議員 富 岡 隆

署名議員 藤 沢 澄 雄